

平成 30 年 10 月 26 日  
国 税 庁

「平成 30 年 7 月豪雨」に係る国税の申告・納付等の  
岡山県倉敷市真備町における期限延長措置の終了  
について

- 1 平成 30 年 7 月豪雨に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 7 月 19 日付国税庁告示(国税庁告示第 18 号)により、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域について同月 5 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。
- 2 今般、被災後の状況や関係自治体の意向などを踏まえ、平成 30 年 10 月 26 日付国税庁告示により、岡山県倉敷市真備町に国税の納税地を有する者に係る延長期限の期日を平成 30 年 12 月 25 日とすることとしました。  
(注) 岡山県倉敷市真備町以外に納税地を有する方の申告・納付等の期限については、平成 30 年 10 月 17 日付国税庁告示(国税庁告示第 20 号)により平成 30 年 11 月 27 日に指定しています。
- 3 この期日以降においても、平成 30 年 7 月豪雨による災害等により申告・納付等ができない方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、所轄の税務署へご相談いただきますようお願いいたします。